

下肢末梢動脈指導管理加算（2022年）の現状と下肢創傷処置料

H28（2016）年度診療報酬改定により下肢末梢動脈指導管理加算「人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回を限度として所定点数に100点を加算する。」が新設された。

今年で5年が経過しているが、2022年7月現在8つの厚生局が公表しているデータを参考にすると、全国4563施設中で管理加算を算定している施設は78.4%である。この1年間5%程度の伸びに留まっている。透析クリニックでの足病への関心も、関心がある施設は、もうすでに導入しており、それ以外約22%の施設では関心を失っている状態であろうか。しかし足病への追い風もある。日本フットケア・足病医学会の取り組みによって、令和4年（2022）年度診療報酬改定で下肢創傷処置料が新設された（下肢創傷処置管理料は、施設要件から透析クリニックでは算定できない場合が多い）。下肢創傷処置料については、AAAのHPから動画等で確認をいただきたい。

下肢創傷処置料は透析クリニックでも算定が可能である。この点数の新設によって、創傷処置に取り組めば今まで持ち出しになっていた創傷処置分以上の診療報酬を得ることも可能である。これを契機に是非、足病のハイリスクの一つである透析を行っているクリニックでの足病への取り組みの加速を期待したい。

参考 URL

北海道厚生局 http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_juri_ichiran.html

東北厚生局 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/201805koushin.html

関東信越厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html>

東海北陸厚生局 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihorikuru/newpage_00349.html

近畿厚生局 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html

四国厚生支局 http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html

中国四国厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/shisetsukijunjuri.html>

九州厚生局 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html